

施設管理者さま

快適な分煙環境を昭和建設からの提案です。

平成22年4月1日より(神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例)が施工されます。
施設により禁煙(喫煙所の設置は可)または分煙を選択しなければなりません。違反施設には罰則規定が設けられています。

↓
そこで、神奈川県発行のガイドラインで紹介されているデザインBOX喫煙ルームをご紹介します。



(ボーリング場にて)



(映像も流せて広告にピッタリ!)

消防法や建築基準法の適用を受けることがありませんので、スプリンクラーや自動火災報知機を設置する必要がなく、低コストで設置することができます。

お気軽にお問い合わせください。



昭和建設株式会社
0120-3910-52